

# 三木市農業活性化協議会規約

平成16年1月30日制定

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この協議会は、三木市農業活性化協議会（以下「協議会」という。）という。

### (区域)

第2条 協議会の区域は、三木市とする。

### (目的)

第3条 協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策等の推進、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的とする。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保、農業共済事業等に資すること、化学肥料低減定着対策事業の推進及びこれらを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、地域農業の振興を目的とする。

### (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 経営所得安定対策等推進事業に関すること。
- (3) 担い手の育成に関すること
- (4) 耕作放棄地再生利用交付金に関すること。
- (5) 農業共済事業に関すること。
- (6) 化学肥料低減定着対策事業に関すること。
- (7) この他、地域農業を振興するために必要なこと。

## 第2章 会員等

### (協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 三木市農業委員会
- (2) 三木市農会長協議会
- (3) みのり農業協同組合
- (4) 兵庫みらい農業協同組合
- (5) 兵庫県農業共済組合三木事務所
- (6) 認定農業者

(7) 三木市

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所(会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合においては、協議会は、その総会の開催の日の60日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 総会

### (総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

### (総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

### (総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

### (総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

### (特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催前までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第 22 条第 1 項の事務局に備え付けておかななければならない。

## 第 5 章 幹事会

(幹事会の構成等)

第 20 条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第 22 条第 2 項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 三木市農業委員会事務局長及び担当者

(2) みのり農業協同組合三木営農経済センター長及び担当者

(3) みのり農業協同組合吉川営農経済センター長及び担当者

- (4) 兵庫みらい農業協同組合三木営農生活センター及び担当者
  - (5) 兵庫県農業共済組合三木事務所所長及び担当者
  - (6) 三木市産業振興部農業振興課長及び担当者
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。  
(幹事会の権能)
- 第 21 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。
- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
  - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。
- 2 幹事会において、前項第 1 号にあっては総会開催の直前に、第 2 号及び第 3 号にあっては必要に応じて協議する。

## 第 6 章 事務局等

### (事務局)

- 第 22 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、三木市上の丸町 10-30、三木市産業振興部農業振興課に事務局を置く。
- 2 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
  - 3 事務局長は、会長が任命する。
  - 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
  - 5 事務局長は、三木市農業活性化協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者並びに三木市農業活性化協議会事務処理及び文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者を兼務することができる。

### (業務の執行)

- 第 23 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。
- (1) 会計処理規程
  - (2) 事務処理及び文書取扱規程
  - ~~(3) 公印取扱規程~~
  - (3) 内部監査規程

### (書類及び帳簿の備付け)

- 第 24 条 協議会は、第 22 条第 1 項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
  - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
  - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
  - (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

## 第7章 会計

### (事業年度)

第25条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (資金)

第26条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金に係る兵庫県、兵庫県水田農業振興協議会（以下「兵庫県水田協議会」という。）又は三木市からの助成金等

(2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る兵庫県担い手育成総合支援協議会（以下「兵庫県担い手協議会」という。）からの助成金等

(3) その他の収入

### (資金の取扱い)

第27条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

### (事務経費支弁の方法等)

第28条 協議会の事務に要する経費は、第26条各号の資金からの収入をもって充てる。

### (事業計画及び収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

### (監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第22条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

### (報告)

第31条 会長は、第29条に掲げる書類及び前条1項各号に掲げる書類につい

て、総会の議決を得た後、都道府県に提出しなければならない。

## 第8章 協議会規約の変更

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合は、協議会は、遅滞なく兵庫県に（第26条第2号の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る兵庫県協議会からの助成金を受けている場合は、併せて兵庫県協議会に）届け出なければならない。

第33条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第9章 雑則

(細則)

第34条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成19年4月1日改正)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日改正)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月26日改正)

この規約は、平成24年1月26日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日改正)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日改正)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年8月25日改正）  
この規約は、令和5年8月25日から施行する。